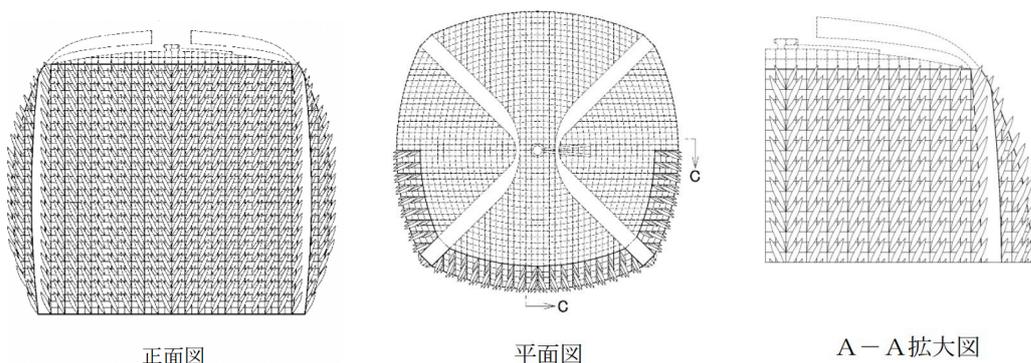


(意匠判決一覧)

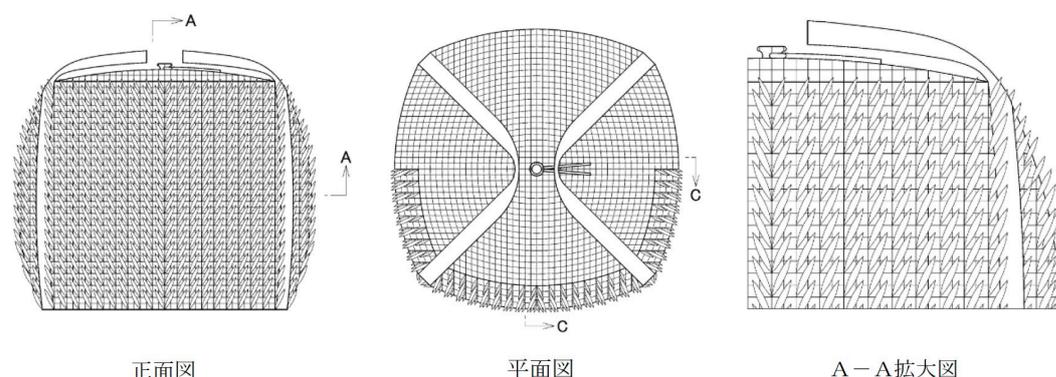
令和7年(2025年1月～2025年3月) (下線筆者記入)

1. 大阪地判令和7年1月23日〔土留め用植生土嚢〕令和5年(ワ)第2668号 意匠権等侵害差止請求事件、請求棄却、意匠法37条1項、2項

【本件意匠1(意匠登録第1531256号)】(部分意匠)「布状体を底面、網状体を外側面とする袋体と、外側面を装飾する草とからなる土留め用の土嚢である。」



【本件意匠2(意匠登録第1531255号)】(全体意匠)



【被告製品】製品名 グリーンスクラム

【概要】

(1) 事案の概要

本件は、原告が、被告製品は原告が有する本件意匠1(意匠登録第1531256号「土留め用植生土嚢」部分意匠)及び本件意匠2(意匠登録第1531255号「土留め用植生土嚢」全体意匠)と同一又は類似であるとし、また、被告製品は原告が有する本件特許の技術的範囲に属するとし、被告製品の製造販売等の差止及び廃棄を請求したが、いずれの請求も棄却されたものである。裁判所は、争点1-1(本件意匠1と被告土嚢が類似することにより被告製品の製造等が本件意匠権1を間接的に侵害するか)及び2-1(本件意匠2

と被告土嚢が類似することにより被告製品の製造等が本件意匠権2を間接的に侵害するか)につき、本件意匠1、2と被告土嚢は類似せず、また、争点3-1(被告製品が本件訂正後各発明と均等なものであるか)につき、被告土嚢は本件特許の技術的範囲に属さないことから、いずれの請求原因も認められないと判断した。

以下、意匠権の間接侵害について紹介する。

## (2) 本件意匠(自然物を含む意匠)の構成

本件意匠は【意匠に係る物品の説明】に「本願意匠に係る物品は、布状体を底面、網状体を外側面とする袋体と、外側面を装飾する草とからなる土留め用の土嚢である。」との説明があり、自然物である「草」が意匠の構成に含まれると解される。そして、裁判所が説示するとおり、「意匠は、工業上利用できる意匠でなければならず、工業用生産手段を用いて技術的に同一のものを大量に生産できる意匠であることから、一定の定型性、再現可能性を有することが必要である。この理は、自然物を利用した意匠であっても変わらないと解すべきであるから、権利範囲に含まれる「草」の形状も、一定の定型性、再現可能性を有する構成態様として特定すべきである」といえよう。

『意匠審査基準』(Ⅲ部1章31頁)は、自然物の再現可能性に関して、「自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの」は「工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない」と規定する。例えば、「自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもので…同一物を反復して多量に生産し得るものでない」ものは意匠登録を受けることができない。

本件意匠は、自然物である「草」を意匠の構成に含むものであり、その「草」の形状も、「一定の定型性、再現可能性を有する構成態様」として特定すべきものと解される。

建築物に付随する自然物について、意匠の構成に含まれるか否かが問題となるが、『意匠審査基準』(Ⅳ部2章3頁)は、「植物や石等の自然物であつて、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う」と規定する。本件の説示を踏まえると、建築物の意匠の一部を構成する「自然物」についても、「一定の定型性、再現可能性を有する構成態様」として認定されるべきことになろう。

しかし、『意匠審査基準』(Ⅳ部2章16頁)6.2.4「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」では、「例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意

匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。」と規定する。『意匠審査基準』（IV部2章20頁）6.3.5「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」では、「例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。」

本件における「草」の構成態様についての認定は、意匠の一部に意匠を構成する自然物が含まれている場合の認定事例として参考になるものである。本件意匠1の「草」の認定は「具体的構成態様」も認定しており、草が「3種類の大きさ」で、網状体の目合いからの「配置」や「傾き」及び「密度」、さらに草の「先端のとがった細長い形状」や「長さ」まで具体的に認定している。本件意匠1の要部は「少なくとも「草」の形状（具体的構成態様I）である」と判断されたことから、このような具体的な認定となっていると思われる。『意匠審査基準』が述べる、類否判断において考慮される「造形的特徴」や意匠の創作として評価される「造形的特徴」とは、「人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成」である。本件の「草」の認定は、この「人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成」の認定として、自然物の形状等を含めて具体的構成態様を詳細に認定する必要がある場合もあることを示唆するものである。

### （3）被告意匠（間接侵害の対比意匠）の認定

被告製品は「土嚢袋」であり、現場で土砂が詰められ、側面に種子・肥料が入った植生シートから草が生えるものである。裁判所は、「被告製品の通常の使用形態」は、いずれも「被告土嚢の構成の対象になり得る」とし、「本件意匠権1の侵害の有無、すなわち、本件意匠1と被告土嚢との類否を検討するとの観点からは、土嚢袋の外側に袋内の種子が発芽して草が生育して出てきた状態をもって特定する」と述べる。したがって、本件意匠1と対比して類否を判断する被告意匠は、本件意匠と同程度に草が生え出した状態の「被告土嚢」（の意匠）である。

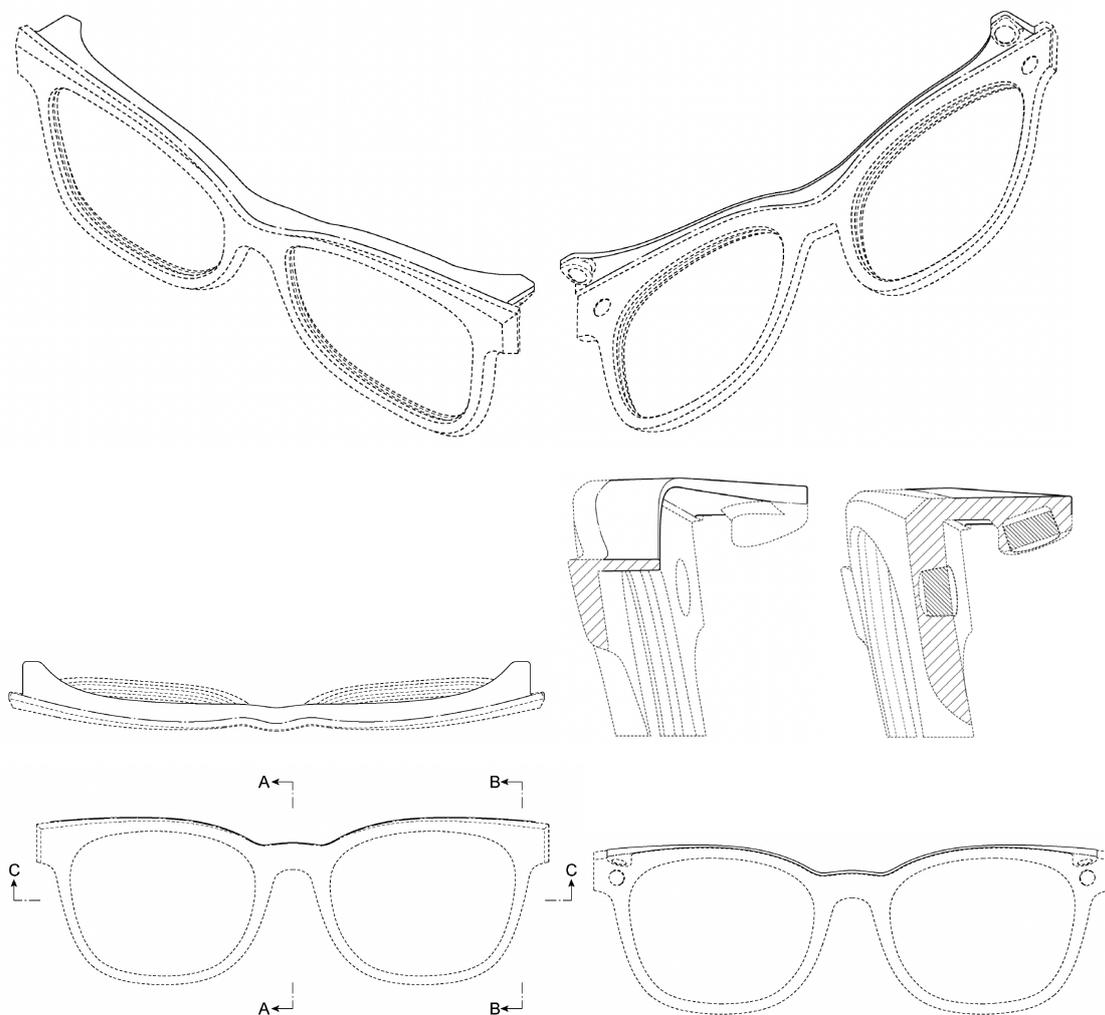
両意匠の類否について、裁判所は、「本件意匠1の意匠に係る物品は、「土留め用植生土嚢」であり、土嚢が法面に積み上げて設置されるものであること、からすれば、当該物品の需要者である土木事業者等は、土嚢の正面部（法面と反対側）に注意を惹き、特に「植生土嚢」であることからすれば当該正面部の「草」の形状に特に注目すると解される。そうすると、本件意匠1の要部は、少なくとも「草」の形状（具体的構成態様I）であるところ、本件意匠1

と被告土囊はこの点において大きく相違するから、類似するとは認められな  
い。」と判断している。

「被告土囊」は、「使用状態の意匠」について、本件意匠の間接侵害を判断するための、類否判断の対比意匠（被告意匠）とは認められたが、本件意匠の要部である「草」（自然物）の具体的構成態様において明らかに相違し、両意匠は類似しないとされたものである。

2. 知財高判令和7・1・30〔眼鏡用前枠〕令和6（行ケ）10065 審決取消請求事件、請求棄却、意匠法3条1項3号、同条2項

【本件意匠】



【甲2意匠】



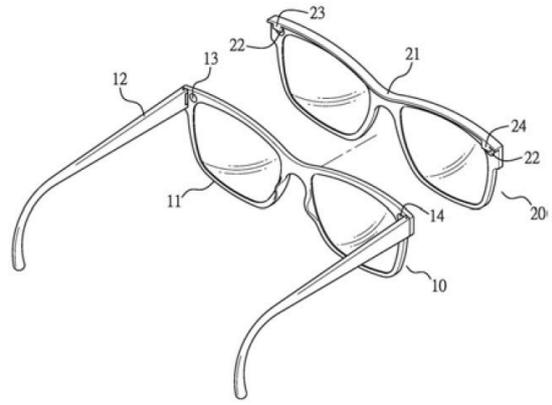
【甲5意匠】



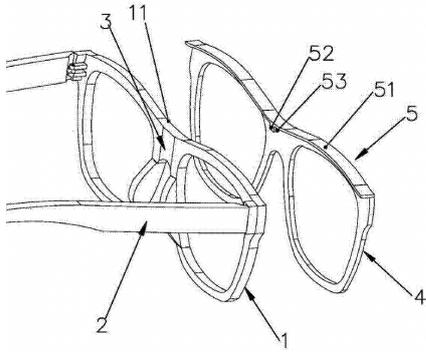
【甲6意匠】



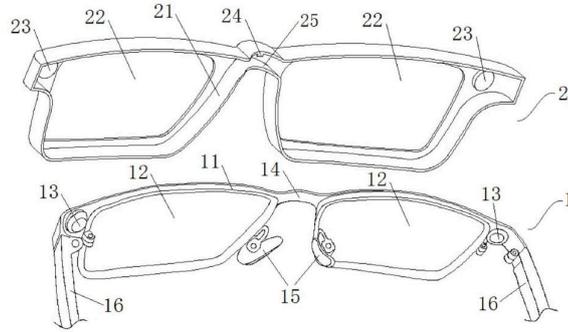
【甲 7 意匠】



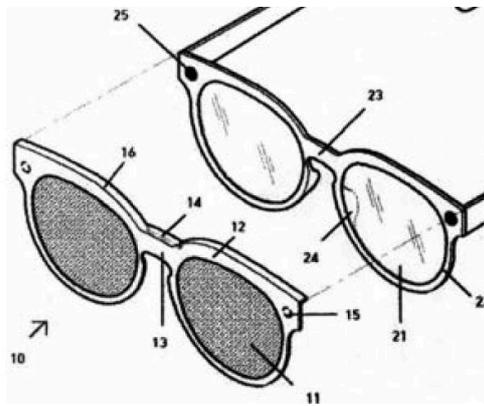
【甲 8 意匠】



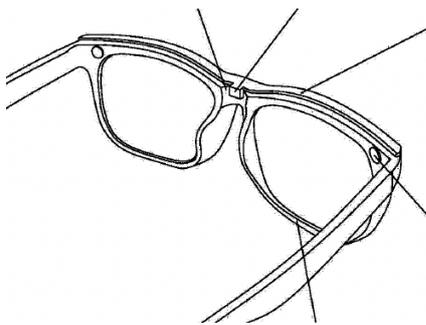
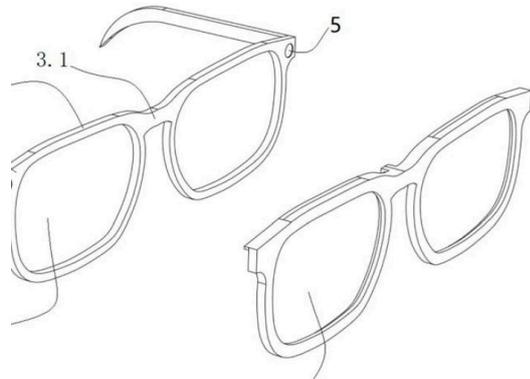
【甲 9 意匠】



【甲 10 意匠】



【甲 11 意匠】



## 【概要】

### （１）本件事案の概要

本件は、意匠登録無効審判請求について請求不成立とした審決（無効2023-880006）に対する取消訴訟である。争点は、工業上利用することができる意匠該当性（意匠法3条1項柱書）、新規性の有無（同項3号）、創作非容易性の有無（同条2項）である。本件意匠に無効理由はなく、原告の主張する審決取消理由はいずれも理由がないとして請求は棄却された。

### （２）本件登録意匠部分の形状等の認定

本件意匠は部分意匠であるが、原告は、「意匠外の構成を基準にすることで、本件登録意匠の形状を特定し得ない」と主張するのに対して、裁判所は、一般論として、「一定の機能及び用途を有する「物品」を離れての意匠はあり得ないから、部分意匠においても、部分意匠に係る物品において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを参酌すべき場合があり、また、物品全体の形態との関係における、部分意匠として意匠登録を受けた部分の位置、大きさ、範囲についても、破線などによって具体的に示された形状を参酌して定めるべき場合がある」と述べる。この一般論は通説的なものである。

そして、本件意匠について、「装着する眼鏡のブリッジ部上面を完全に覆う程度の幅広」という特定に当たり、「本件登録意匠に係る物品が装着される眼鏡との関係を参酌することは当然許される」と述べる。また、「その台座突出部の突出の程度につき「ヨロイ部よりも背面側に張り出し」ているという形状を特定した」ことは、「装着する眼鏡のリム部又はヨロイ部を本件登録意匠の構成態様として認定したもの」ではないと述べる。

この説示は妥当と思われるが、注意すべきは、一般論では、「部分意匠に係る物品」との関係が問題になると述べているが、本件意匠の認定では、本件意匠に係る物品「眼鏡用前枠」ではなく、眼鏡用前枠が「装着される眼鏡」との関係において本件部分意匠の構成が認定されている点である。本件においては、「物品（眼鏡用前枠）全体との関係」だけでなく、「参考図を参酌して」それが「装着される眼鏡との関係」においても本件意匠が特定されていることである。

通常、部品意匠の認定においても、その部品が組み込まれる完成品のどの部品でありどのような用途及び機能を有するものなのか等が参酌される。したがって、部分意匠は、部分意匠の意匠に係る物品全体のみならず、物品全体が関係する使用状態（関係物品・環境）を参酌して、その構成が認定される場合があることを説示したといえよう。逆にいえば、部分意匠の構成以外の部分（意

匠登録を受けようとしな部分・破線部)は、部品意匠における完成品と同様の位置付けがされるものであり、全体意匠における周囲の物品(環境)と同様に、部分意匠の認定に考慮されるともいえよう。

(3) 無効理由1(意匠法3条1項柱書〔工業上利用することができる意匠〕非該当性)について

原告は、「図面の不一致があり、正面図又は背面図においてブリッジ部が上に凸な形状として特定されているのに、平面側斜視図及び底面側斜視図では下に凸な形状として特定されている。また、C-C部分の拡大A-A断面図の破線及び一点鎖線は屈曲しており、下に凸な形状と一致するものである。…本件登録意匠は合理的に善解できない」と主張する。

これに対し、裁判所は、「平面側斜視図のみ又は底面側斜視図のみでは、ブリッジ部の底部があたかも中央部が下方に凹んだ正面視U字状に見える」点については、「C-C部分の拡大A-A断面図は、本体部のブリッジ部中央の切断面から斜め上に向かう破線及び一点鎖線が表れ、底部の後端が正面側に寄らないなど、(A)(B)と符合しないが、…願書及び添付図面を考慮すれば、前記の符合しない点は誤記と解される」ことを踏まえて、「平面側斜視図及び底面側斜視図の内容は前記(A)の態様と矛盾するものではなく、…ブリッジ部の底部の形状については、合理的に善解され一つに特定し得る」と判断する。

(4) 取消事由2(無効理由2・意匠法3条1項3号〔新規性の欠如〕該当性)について

本件は結論として、「台座突出部は、両意匠部分において共通する特徴的な形状といえるが、①背面視の態様におけるブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化や、②リム部の形状、さらに③平面視の態様におけるブリッジ部及びリム部の幅の変化は、本件登録意匠及び甲2意匠が、その基本的な構成態様である装着する眼鏡のブリッジ部及びリム部を覆う態様において大きく相違することを表すものであって、需要者に対して別異の美感を生じさせるものとして、その類否判断に及ぼす影響は非常に大きいというべきで…、本件登録意匠と甲2意匠は、形状において類似しない」と述べる。

評価のなかで注目されるのが、①「厚みの変化は、特に甲2意匠部分において特徴的といえる」、③「幅の変化は、特に甲2意匠部分において特徴的といえる」とし、甲2意匠部分の特徴的なところを評価している点である。なお、その評価は公知意匠を参酌した評価ではなく、甲2意匠部分を特徴的と評価する理由は明確ではない。

(5) 取消事由3(無効理由3・意匠法3条2項〔創作非容易性の欠如〕該当性)について

審決によれば、請求人は、本件登録意匠と甲2意匠との相違点である「台座

突出部の奥行き幅と庇部の左右幅の比率を変更することは、当業者にとってありふれた手法であり、また、先行意匠の庇部の中央部に、甲第5号証から甲第11号証に記載の意匠と同様に、庇部の中央部を後方に突出させた構成とすることは、軽微な改変に過ぎず、本件登録意匠は、先行意匠に基づいて容易に意匠の創作ができたものである」旨主張する。しかしながら、「本件登録意匠部分の庇部…の態様は、甲2意匠及び甲5意匠から甲11意匠のいずれにも表されておらず、…庇部の中央部を後方に突出させることが軽微な改変であるとすることはできないし、台座突出部の奥行き幅と庇部の左右幅の比率を変更することが、当業者にとってありふれた手法であることの実を証明するものでもない」、また「两部分の台座突出部には、…相違点を有しているのであって、本件登録意匠の態様は、格別の創作を要した」とし、結論として、「本件登録意匠は、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠にはない独自の形態的特徴を有していると認められ、これら先行公知意匠に基づいて当業者が容易に創作できたものということとはできない」と判断している。

裁判所は、本件登録意匠と甲2意匠とは「①背面視の態様におけるブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化…②背面視の態様におけるリム内側端部からリム外側端部に至るまでの形状、頂部の位置等に関する特徴的な形状…③平面視の態様におけるブリッジ部及びリム部の幅の変化」が異なっているとし、「甲5意匠から甲11意匠までには、…(③)本件登録意匠のように、平面視で、庇部が、ブリッジ後方部から左右端部へ向けて指数曲線的に急激に立ち上がる態様のものは認められない。」「(①)ブリッジ後方部及びリム後方部の厚みの変化が、…本件登録意匠と同様のものであることについての具体的な主張立証はなく、(②)リム内側端部からリム外側端部に至るまでの形状等が…本件登録意匠と同様であることについての具体的な主張立証もない」との認定を踏まえて、「そうすると、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠までについて、その構成要素の一部を他の構成意匠のものに置き換えたり、複数の意匠を組み合わせたりしたとしても、これにより本件登録意匠と同様の意匠を創作することはできないから、本件登録意匠は、当業者にとって容易になし得たものということとはできない」と判断する。

『意匠審査基準』(Ⅲ部2章2節3)は、創作非容易性判断について、第一に「出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎とし、例えばこれらの単なる寄せ集めや置き換えといった、当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠である」とし、第二に「上記の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がほとんどそのままあらわされている場合に加えて、改変が加えられている場合であっても、当該改変が、その意匠の属

する分野における軽微な改変にすぎない場合は、なおも創作容易な意匠である」とし、第三に「ただし、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する」と述べる。第一は、「ありふれた手法など」による創作か否かという基本的判断基準であり、第二は、公知形状等が「ほとんどそのままあらわされている」という条件であり、第三は、「意匠の着想の新しさや独創性」という考慮事項である。第三については「出願された意匠の創作非容易性を検討する際、意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、その点についても考慮する」と規定する（Ⅲ部2章2節4.3）。

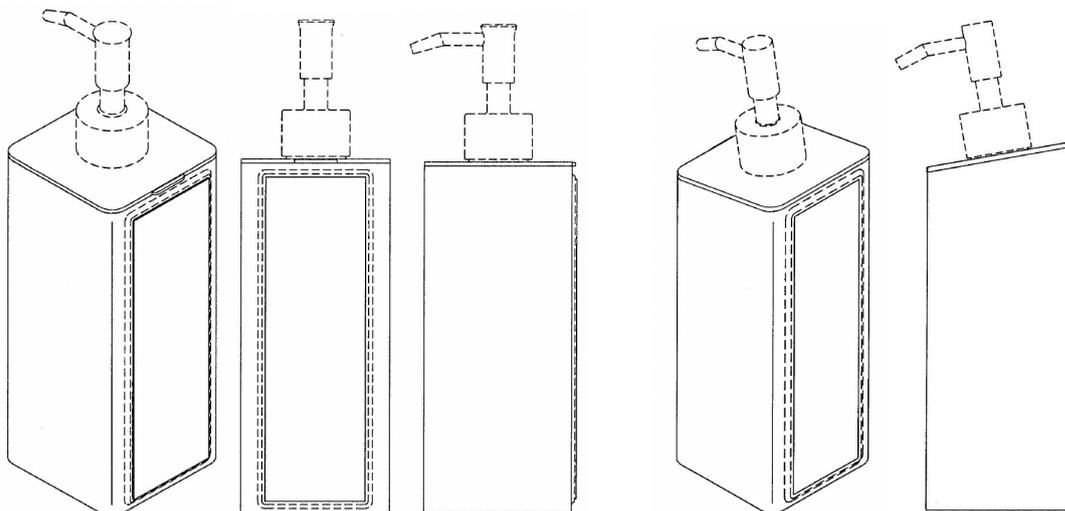
審決は、本件公知資料には、本件登録意匠の「底部の態様は、表されていない」ことを根拠として、請求人（原告）の「台座突出部の奥行き幅と底部の左右幅の比率を変更することは、当業者にとってありふれた手法であり、また、底部の中央部を後方に突出させた構成とすることは、軽微な改変」との主張を退けている。結論として、「本件登録意匠は、甲2意匠と甲5意匠から甲11意匠にはない独自の形態的特徴を有していると認められ」、創作非容易であると判断する。いずれの判断の根拠も、本件登録意匠の態様が公知資料には「表されていない」ことであり、それだけで創作非容易性が認められているように思われる。

これに対して、裁判所は、本件登録意匠の態様（同様の態様）が公知資料に認められないことを踏まえて、「その構成要素の一部を他の構成意匠のものに置き換えたり、複数の意匠を組み合わせたりしたとしても、これにより本件登録意匠と同様の意匠を創作することはできないから」本件登録意匠は創作非容易であると判断する。この判断は、『意匠審査基準』が述べる、創作非容易性判断の第一の基本的判断基準による判断といえよう。また、「本件登録意匠と同様の意匠」とは、基準の第三の考慮事項を踏まえると、本件登録意匠と「同様の美感を起こさせる着想の新しさや独創性を有する意匠」のことを意味する。したがって、基準の第二の公知形状等が、本件意匠に比較して「ほとんどそのままあらわされている」や「軽微な改変」か否かの判断は、それらに基づいて本件意匠と「同様の意匠」を創作（再構成）することができるか否かが基準となると思われる。創作非容易性の判断対象は創作された意匠それ自体であり、新規性の場合のように類似する意匠を含まない、それゆえ、「同様の意匠」とは「同様の美感を起こさせる意匠」であり、類似の美感を起こさせる意匠は含まれない。「同様の意匠」を創作（再構成）するためには、基礎となる公知形状等も本件登録意匠と同様の形状等であり、同様の美感を起こさせるものである必要がある。

上記の審決の創作非容易性に関する判断は、第一の基本的判断基準による判断を欠いているようにみうけられる。だが、審決は、本件登録意匠が公知形状にはない形状部分を有し、本件登録意匠の形状はそれら公知形状とは顕著に美感が異なると判断していることを考慮すると、審決は、公知形状に基づき本件登録意匠を創作（再構成）することはできないと考えていると推認される。したがって、本件登録意匠は「独自の形態的特徴を有している」と判断して創作非容易性を肯定したと考えられ、結論として妥当と思われる。

3. 大阪地判令和7年3月17日〔液体石鹼ディスペンサー用容器〕令和5年  
(ワ) 第10125号審決取消請求事件(請求棄却) 意匠法23条、26条

【本件意匠 1707515 (出願2021.6.2)】 【乙3意登1630787 (基礎意匠)】



【被告意匠】 【乙4意匠1725892「液体供給用容器」 (出願2022.4.27)】



【概要】

(1) 事案の概要

本件は、原告が、被告意匠は本件意匠と同一又は類似し、又は、本件意匠と利用関係にあり、被告商品の製造販売等は本件意匠権を侵害すると主張して、①意匠法37条1項に基づく被告商品の製造販売等の差止、②同条2項に基づく被告商品の廃棄及び③民法709条に基づく損害賠償金2697万円の支払を求めた事案であり、被告意匠は本件意匠に類似せず、また、利用関係にもないとして請求は棄却されたものである。

(2) 類否判断基準

本判決も、意匠の「類否判断手法」として、標準となった判断基準を述べる（なお、「本件意匠と被告商品との類否の判断手法」と述べる点はやや疑問である。）。すなわち、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似するか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うこととされている（意匠法24条2項）ところ、類否の判断は、登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者の視覚を通じて最も注意を惹きやすい部分（意匠の要部）を把握し、この部分を中心に、両意匠の構成を全体的に観察・対比して認定された共通点と差異点を総合して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である。」と述べ、結論として、本件意匠と被告意匠は、「需要者が受ける全体としての美感を異にするものというべきで…類似するとは認められない」と述べる。両意匠の意匠に係る物品の類否については特に言及されていない。したがって、本件部分意匠について物品の類似を前提要件とせず、「美感一元テスト」によって類否判断をした最初の裁判例といえよう。

大阪高判令和元・9・5〔検査用照明器具2審〕平成30（ネ）2523は、「(5)無効理由6（乙12意匠に基づく新規性欠如）について」で、意匠に係る物品の類否を前提要件として判断していない（項目がない）。「ア 本件意匠と乙12意匠の対比前記(1)ア(イ)、オ(イ)によれば、本件意匠と乙12意匠とは、① 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材(放熱部)であるという点（A, a）」とし、両意匠の構成の一部として（一考慮要素として）判断している。前記(1)ア(ア)における、意匠に係る物品の認定は、公知資料を特定するための認定と考えられる。

本件以前で、物品の類似を前提要件としない「美感一元テスト」の裁判例は、3件あるが、いずれも全体意匠の裁判例であった（知財高判令和4・3・24〔ヘヤキャッチャー2審〕令和3（ネ）10075、東京地判令和5・7・28〔スチーム調理用蓋付きトレイ1審〕令和4（ワ）17015、知財高判令和6・1・29〔スチーム調理用蓋付きトレイ2審〕令和5（ネ）10088）。なお、平成18年意匠法一部改正により「登録意匠とそれ以外の意匠が類似するか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」（意匠法24条2項）とされてからは、物品の類似について述べる裁判例でも、類否判断基準として本件と同様の「美感一元テスト」の基準を述べるものがほとんどである。また、多くは、類否判断の結論は「美感一元テスト」の結論を述べるだけで、物品の類似を前提要件として述べる裁判例はほとんどない。上記紹介の最近の裁判例である東京地判令和6・10・18〔カッター付グラップルバケット〕令和

4（ワ）70058、東京地判令和6・3・29〔運搬台車用の手押部材〕令和3（ワ）30281及び東京地判令和6・10・30〔収納容器〕令和3（ワ）20229も同様である。

### （3）本件意匠と被告意匠の類否

原告は、本件意匠は、「ポンプのみならず蓋も着脱可能な構成とすることにより、…詰替用の袋入りシャンプー等を袋のまま装填することを可能」とした詰替用の「液体石鹼ディスペンサー用容器」であり、「基本的構成態様（A）ないし（D）を組み合わせた「液体石鹼ディスペンサー用容器」は存在しなかった」とし、「本件意匠と被告意匠は、要部である具体的構成態様（I-1）のマグネットの大きさが「略全面」であるか「大部分」であるかとの点で相違するが、上記相違点は使用状態において外観に表れないマグネットの構成比率の微差にすぎず、「縦長長方形状」であるとの基本的な形状の点では共通する」ことから、「本件意匠と被告意匠は類似する」と主張する。

被告は、「公知意匠は要部になり得ないから、公知な構成である容器本体及び蓋本体の構成、すなわち、基本的構成態様（A）ないし（C）は要部ではない。また、本件意匠は、容器をマグネットで壁面に取り付ける点が重要な物品であり、需要者はマグネット部分を注視するが、マグネットを設ける構成自体は公知であるから、基本的構成態様（D）は要部とはならない。そうすると、①マグネットが貼り付けられている面の具体的形状、又は、②マグネットの形状を含む具体的構成態様のほぼすべてが要部となる」とし、「被告意匠のマグネットは、本件意匠よりも容器の側面全体からみて細く、防滑シートと合わせると突出部が「I型」の形状となっているため、被告意匠には、本件意匠のマグネット形状が与えるシンプルかつしっかりとした美感や印象がない。さらに、被告意匠の防滑シートは、マグネットと異なる素材が用いられているため、被告意匠は、需要者の注目する壁取付面にマグネット以外の部材がついている印象を強く受け、マグネットが略全体に存在することによる本件意匠の美感や印象とは異なる。したがって、本件意匠と被告意匠は類似しない」と主張する。

裁判所は、「本件意匠の使用態様が、浴室等の壁面に取り付けるものであることからすれば、本件意匠の需要者は、容器本体の正面のみならず、マグネットを含めた容器本体の背面（壁取付面）の具体的な形状に最も注意が惹かれるというべきであるところ、正面の構成は上記のとおり公知であるから、本件意匠の要部は、マグネットを含めた容器本体の背面（壁取付面）、すなわち、具体的構成態様I及びJである」とし、「本件意匠では、縦長長方形シート状（横縦比率約1対2.9）のマグネットが同面の略全体にわたって配置されており、需要者にシンプルですっきりとした印象を与えるものといえる。これに

対し、被告意匠では、縦長長方形シート状（横縦比率約1対3.3）のマグネットだけでなく、その上下に横長長方形の防滑シートが各1枚接して配置され、マグネットと防滑シートを組み合わせた形状は縦長長方形ではなく「I字」状となっており、需要者には、これらが上記面から突出してこともあって、凸凹部のあるしっかりとした形状であるとの印象を与えるが、構成が複雑となっていることからすっきりとした印象は受けないといえ…本件意匠と被告意匠は、要部において顕著な相違があり、…需要者が受ける全体としての美感を異にする」とし両意匠は類似するとは認められないと判断している。

#### （4）利用（意26条）について

原告は以上のような両意匠が非類似と判断される可能性を予想したのか、追加的な主張をして、被告商品の「マグネットの上下防滑シート」を除いた「縦長長方形マグネット」部分だけを有する意匠を「被告意匠に包含される意匠」として認定し、当該意匠が本件意匠に類似するとして利用関係の侵害を主張している。すなわち、「被告意匠に包含された上記意匠と本件意匠は、蓋本体の上面の若干の傾斜の有無、蓋本体の側面への延出部の有無、及びマグネットの縦横比率の微差において相違するが、相違点が外観に与える影響は極めて小さい。したがって、被告意匠に包含された上記意匠は、本件意匠と類似し、また、意匠の特徴が破壊されることなく、他の部分（滑止め部分）と区別し得る態様において存在するといえ」、被告意匠は本件意匠又はこれと類似する意匠を「利用する」（意匠法26条）ものであると主張する。

これに対して、被告は、本件意匠と原告が被告意匠に包含されると主張する意匠とは、「マグネットは、容器本体の壁取付面の略全体に亘って広く設けた」との構成で相違し、マグネットの形状の相違や防滑シートの有無による印象や美感が大きく異なると主張する。また、「本件意匠のマグネットと防滑シートは、別素材であって突出部として一体となった「I型」の形状であるが、原告が被告意匠に包含されると主張する意匠に当該構成はないから、当該意匠は、本件意匠の特徴が破壊されているといえ」、利用関係の成立要件である、「ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含している」（大阪地判昭和46・12・22〔学習机〕昭45(ワ)507）とはいえないから、被告意匠は本件意匠又はこれと類似する意匠を「利用する」（意匠法26条）ものではないと主張する。

問題は、「防滑シート」を除いた「縦長長方形マグネット」部分だけを有する意匠を「被告意匠に包含される意匠」として認定することができるか否かであると思われる。本件意匠は、「上部のポンプ部分」及び「マグネットの周囲部分」を破線で表して意匠登録を受けようとししていない部分としている。すなわ

ち、「マグネットの周囲部分」の二重の縦長長方形を破線で表し、マグネットの周囲の側面視台形状の枠形状については意匠登録を受けようとししないものである。すなわち、本件意匠は、「マグネット」が縦長長方形でありその上下に「防滑シートを有しない」マグネットが背面にある意匠である。これに対して、本件意匠に相当する被告商品の意匠（対比して同一または類似を判断する意匠）は、利用関係を判断する場合も、上記部分意匠の類否判断の場合と同じ被告意匠であると思われる。なぜならば、被告商品全体の意匠について、本件意匠の破線部（意匠登録を受けようとししない部分）に相当する部分は、「上部のポンプ部分」及び「マグネットの周囲（の枠形状）部分」であり、被告商品のマグネット枠形状は除外されるが、「防滑シートが着いたマグネット」は除外することはできないからである。したがって、本件意匠に相当する被告の意匠は、「マグネット」が縦長長方形でありその上下に「防滑シートを有するマグネット」の意匠である。

被告は、類否判断においては、本件意匠（部分意匠）に相当する被告意匠については「防滑シートを有するマグネット」と認定するのに対して、利用関係の侵害主張においては、「防滑シート」を除いた「縦長長方形マグネット」部分だけを有する意匠を「被告意匠に包含される意匠」として認定している。だが、そもそも一般的に、本件意匠（部分意匠）に相当する被告意匠（部分意匠）とは、被告商品全体の意匠に包含される部分意匠（被告意匠）であり、被告商品が本件意匠権を侵害すると判断されるのは、本件意匠に相当する被告意匠（部分意匠）が本件意匠に類似するからである。すなわち、被告商品の全体意匠は本件意匠（部分意匠）を利用する関係にあるからである。したがって、本件意匠（部分意匠）について利用関係の侵害を主張するとしても、利用関係の侵害を明示しない侵害（直接侵害）を主張するとしても、いずれも本件意匠に相当する部分意匠（被告意匠）は同一の認定をされるべきものである。

裁判所は、被告商品全体の意匠と被告意匠との区別を明確には認定していないが、本件意匠との「類否判断の対象である被告意匠」と「利用関係を検討する対象としての意匠（被告商品意匠に包含された意匠）」とを同一の意匠と捉えていると思われる。したがって、裁判所は被告の利用関係の主張について、「本件意匠と被告意匠は、複数の構成において共通するが、容器本体の壁取付面の形状において顕著な相違があるところ、この相違点は、需要者が最も注意を惹かれやすい部分（要部）、すなわち、各意匠の特徴部分に関する相違点である。このように、意匠の特徴部分において両意匠は相違していることからすれば、被告意匠が、本件意匠又はこれに類似する意匠の全部を「その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別し得る態様において包含」とはいえ

ない。よって、被告意匠は、本件意匠又はこれと類似する意匠を「利用する」ものであると認めることはできない」と判断したと考えられる。

なお、一般に、意匠の利用関係には2つの類型があり、「その一は意匠に係る物品が異なる場合であり、A物品につき他人の登録意匠がある場合に、これと同一又は類似の意匠を現わしたA物品を部品とするB物品の意匠を実施するときである。その二は意匠に係る物品が同一である場合であり、他人の登録意匠に更に形状、模様、色彩等を結合して全体としては別個の意匠としたときである」（大阪地判昭和46・12・22〔学習机〕昭45(ワ)507）と説明されている。部分意匠の意匠権の侵害においては、通常は意匠に係る物品は同一であるが、被告製品の全体意匠と登録意匠（部分意匠）とは非類似である場合が多い。その場合でも、被告製品全体に包含されている「登録意匠に相当する部分の意匠（被告意匠）」が登録意匠（部分意匠）に類似する場合、侵害が肯定される。したがって、部分意匠の意匠権侵害は、第二類型の利用関係侵害に該当するといえよう。